

第6 ハロゲン化物消火設備

一般社団法人日本消火装置工業会発行の「ハロゲン化物消火設備設計・工事基準書」によるほか、第5 不活性ガス消火設備を準用すること。

この場合、「不活性ガス」を「ハロゲン化物」に読み替えること。